平成２６年（フ）第５３号
千葉県富里市十倉291番地384　白砂荘１号
破産者　小嵩　英治
1　決定年月日　平成26年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２５年（フ）第２１６号
新潟市中央区本馬越２丁目22番１号　メゾン弥生201、前住所新潟市中央区女池２丁目２番12号
破産者　逢坂　　徹
1　決定年月日　平成26年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１３２号
長野県千曲市大字鋳物師屋533番地７　ヴィラージュⅡ102
破産者　栁町　博之
1　決定年月日　平成26年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２７号
静岡県下田市吉佐美2321番地の79、旧住所静岡県下田市六丁目42番８号
破産者　安部　文雄
1　決定年月日　平成26年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所下田支部

平成２４年（フ）第６７１３号
大阪府門真市末広町26番13―201号
破産者　横山光一郎
1　決定年月日　平成26年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４４５７号
大阪府八尾市福万寺町５丁目83番地
破産者　岸田　達成（旧姓久保・中野・冨田）
1　決定年月日　平成26年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４６８１号
大阪府東大阪市森河内西２丁目28番15号、前住所大阪府東大阪市高井田本通５丁目１番15号
破産者　井料　信秀
1　決定年月日　平成26年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５０４９号
大阪府八尾市渋川町３丁目１番３号
破産者　坂本　謙二
1　決定年月日　平成26年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５９４６号
大阪府東大阪市荒川３丁目16番８号　レジェーロ永和102
破産者　辻野　　潤
1　決定年月日　平成26年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第７０２号
兵庫県姫路市東山328番地２　ノア東山Ｂ―103、開始決定時の住所兵庫県尼崎市南塚口町１丁目２番８―219号
破産者　貢藤　公生
1　決定年月日　平成26年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１０６８号
大阪市西淀川区大和田４丁目２番10号　ジオナ大和田405号室
破産者　白井　　求
1　決定年月日　平成26年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１２６６号
大阪府寝屋川市日之出町５番14号
破産者　ブーランジェリーミヤタこと　宮田　顕
1　決定年月日　平成26年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１３１３号
大阪市西淀川区野里２丁目19番８号
破産者　岩田　成敬
1　決定年月日　平成26年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１３１６号
愛知県日進市浅田町上納１番地31　アートヒル浅田１Ｂ、前住所大阪府東大阪市玉串元町２丁目11番53―824号
破産者　池部　裕二
1　決定年月日　平成26年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１３８９号
大阪市城東区関目１丁目11番Ａ―410号
破産者　川村　初子
1　決定年月日　平成26年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第９０８号
大阪府松原市天美南５丁目22番５号
破産者　辻田　貴久
1　決定年月日　平成26年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第２９７号
大阪市北区本庄東３丁目８番２―1003号
破産者　西方　穂積
1　決定年月日　平成26年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第２２号
岡山県勝田郡勝央町畑屋2162番地１、住民票上の住所岡山県勝田郡勝央町畑屋200番地10
破産者　安東　時子
1　決定年月日　平成26年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所津山支部

平成２４年（フ）第１０９３号
広島市安佐北区安佐町大字久地385番地の２
破産者　カーライフ　ブルバードこと　山本　耕壯
1　決定年月日　平成26年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部